

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	2-3-1		事業名	全身性重度障がい者24時間介護体制の確立
担当	保健福祉局保健福祉部障がい福祉課 荘司（211-2936）			
全体計画（当初）				
事業内容	<p>平成15年4月にスタートした支援費制度のうち、居宅介護（ホームヘルプサービス）は身体障がい者、知的障がい者、障がい児の法別に、3区分により、支給決定を行っている。                  身体障害者居宅介護は、提供されるサービス内容により、さらに身体介護、家事援助、移動介護、日常生活支援に細分化される。                  このうち、日常生活支援は、全身性障がいがある人を想定しており、長時間の身体介護・家事援助・見守りを含めた総合的なサービス類型である。                  居宅介護を利用している全身性障がい者のうち、緊急性の高い、在宅で単身生活を送る最重度の方について24時間介護を実現する。</p>		<p>&lt;年度別の事業内容&gt;</p> 15年度 14時間 16年度 17時間 17年度 20時間 18年度 24時間 （平成18年10月以降は障害者自立支援法に基づく介護給付のうち重度訪問介護として引続き実施。）	
	<p>平成16年度事業内容（決算）</p> 最重度の全身性障がい者の1日あたり最大介護時間数を17時間に拡大。		<p>平成17年度事業内容（決算）</p> 最重度の全身性障がい者の1日あたり最大介護時間数を20時間に拡大。	
事業内容（量・場所・規模等）	<p>平成18年度事業内容（決算）</p> 平成18年4月から、最重度の全身性障がい者の1日あたり最大介護時間数を24時間とし事業実施。		<p>評価（成果）</p> 段階的に最大介護時間を増加してきた。	
			<p>課題</p> 新制度の定着を図る必要がある。	
19年度以降の方向性・事業の予定				
平成16年度より3年間で、段階的に最重度の全身性障がい者の1日あたりの最大介護時間を24時間まで引き上げてきたが、今後は、制度の安定した運営を行っていく必要がある。				

